



P 115 左イラスト 解説

以下の文言を削除

『（1 スパン毎）』

P 182 1 行目

【誤】

石綿含有製品※の製造については、平成 16 年 10 月 1 日より完全に禁止されたが、

【正】

石綿含有製品※の製造については原則禁止されているが、

P 182 6 行目

文末に以下の文言を追加。

『（平成 26 年 6 月 1 日改正）』

P 182 上段 事前調査<石綿則 3 条>

【誤】

- 解体等（含む封じ込め、…

【正】

- 解体等（含む石綿則 10 条の封じ込め、…

P 182 中段 作業場所の隔離等<石綿則 6 条>

【誤】

- 隔離、ろ過集じん方式の集じん・排気装置の使用、作業場所を負圧に保持、作業場前室の設置
- 石綿の粉じん処理、隔離解除前の湿潤化

【正】

- 1. 隔離 2. ろ過集じん方式の集じん・排気装置の設置・廃棄 3. 前室・洗身室・更衣室の設置 4. 前室を負圧に保持・点検 5. 負圧の確認ができないときは集じん・排気装置の増設等 6. 廃棄口で漏えいの有無点検 7. 漏えい時は補修

P 182 中段

『立入禁止<石綿則 7 条 1 号>』の項目の下に『石綿暴ろのおそれがある業務に係る措置<石綿則 10 条>』の項目を追加。

⇒ 石綿暴ろのおそれがある業務に係る措置<石綿則 10 条>

- 吹付け石綿、保温剤、耐火被覆材等が損傷、劣化し、石綿暴ろのおそれがあるときは封じ込め・囲込み等の措置

P 206 表 5 行目

【誤】

ずい道等の履工作業

【正】

ずい道等の覆工作業

P 211 15 行目

【誤】

①建設業法第 24 条の 7 第 1 項及び建設業法施工規制第 14 の 2 に掲げる事項

【正】

①建設業法第 24 条の 7 第 1 項及び建設業法施行規則第 14 の 2 に掲げる事項

P 274 索引 ふ行

以下の文言を追加

『 粉じんマスク……………200 』